

「住まいの点検サービス」規程

当サービス規程は、株式会社日本戸建管理（以下「当社」といいます）が、家ドック会の会員（以下「会員」といいます）に対して提供する戸建住宅の資産価値向上を目的とした維持管理のための住宅インスペクションサービス（以下「本サービス」といいます）について定めるもの（以下「本サービス規程」といいます）とします。なお、本サービス規程は、「家ドック会 会員規約」第1条2項に定める「個別規程」になり、本サービス規程に定めのない事項は「家ドック会 会員規約」の定めに従うものとします。

第1条（サービス申込）

1. 会員は、WEB サイトまたは専用申込書面から、本サービスの対象とする住宅（以下「サービス対象物件」といいます）の情報を含めた当社が定めた内容を登録する事で本サービスへの申込ができます。
2. 当社が、会員からの申込内容を確認し、承認し、会員カードの発行をした時点で本サービスへの申込を完了とします。
3. サービス対象物件のエリアなどの問題で、本サービスの一部もしくは全部の提供が出来かねる場合があります。

第2条（サービス内容）

1. 当社は、会員に対して以下（1）又は（2）の内容を提供します。但し、（2）のサービスを受ける会員で本サービスとは別に点検を受ける場合は、（1）に記載の基準による点検を依頼して点検を受ける事が出来るものとします。

- （1） 「家ドック 住まいの点検サービス」を全国で提供しております。（離島山間部や一部地域によっては提供できない場合があります）詳細は以下の通りです。

・サービス名称：「家ドック 住まいの点検サービス」

・サービスの内容

- ① サービス対象物件に対する当社による指定年月のインスペクション実施
- ② 点検報告書および修繕計画書の作成・交付
- ③ オンラインによる点検結果に基づいた点検報告
- ④ 修繕履歴書の作成
- ⑤ サービス対象物件のデータ（点検報告書、修繕計画書、修繕履歴書、その他登録された住宅情報等）の会員専用WEB ページとの連携
- ⑥ サービス対象物件の建設会社等との情報連携（事前に連携先と当社が提携をしており、申込時に連携依頼がある場合に限る）
- ⑦ その他、対象物件の保守等に関して当社が提供することを決定したサービス

・サービス利用料金

点検1回あたり 38,500 円（税込）を、申込時に次に定める方法で支払うものとします。

申込時に複数の点検希望月を指定した場合、点検回数に準じて合算したサービス利用料金を支払うものとします。

・サービス利用料金の支払方法

- ① クレジットカード決済：各クレジットカード会社の規程に基づき定められた期日となります。
- ② 口座振込の場合：サービス提供前に当社指定の金融機関に振り込む方法で支払うものとします。
- ③ その他：別途当社が個別に指定する条件、方法で支払うものとします。

- （2） 「家ドック 地域の定期点検サービス」をサービス対象物件の地域にサービス提供可能な担当工務店が有り、かつ対応可能な場合のみ提供しております。詳細は以下の通りです。

・サービス名称：「家ドック 地域の定期点検サービス」

・サービスの内容

- ① 担当工務店の割り当て
- ② サービス対象物件に対する担当工務店による1年に1回の定期インスペクション実施
- ③ 点検報告書および修繕計画書の作成・交付・説明

- ④ 修繕履歴書の作成
- ⑤ サービス対象物件のデータ（点検報告書、修繕計画書、修繕履歴書、その他登録された住宅情報等）の会員専用WEB ページとの連携
- ⑥ サービス対象物件および付属設備等の修理等の際の担当工務店による出張費無料サービス（年2回まで）
- ⑦ 当社が業務提携する委託先（ALSOK）の365日24時間対応「緊急有料アルソックサービス」の活用
（⑥⑦について、別記2「担当工務店による無料出張／緊急有料アルソックサービス」をご確認ください。）
- ⑧ 担当工務店へのリフォーム工事見積、およびリフォーム工事依頼
- ⑨ 担当工務店によるメンテナンス、リフォーム工事発生時に割引券として活用できるリフォームサービス券の発行
（詳しくは、別記3「リフォームサービス券ご利用の注意事項」をご確認ください。）
- ⑩ その他、対象物件の保守等に関して当社が提供することを決定したサービス

・サービス利用料金

年間費用 13,200 円（税込）を毎月 1,100 円（税込）ずつ、次に定める支払方法で支払うものとします。

但し、（2）のサービス会員で本サービスとは別に点検を受ける場合は、本条（1）に記載の基準によるサービス利用料金（点検1回あたり 38,500 円（税込））を申込時に当社指定の金融機関に振り込む方法で支払うものとします。その場合、点検を行う工務店については、別に当社が指定する工務手により点検を行うことを予め承諾するものとします。

・サービス利用料金の支払方法

- ① 口座自動振替：対象月の前月 14 日がお引き落とし日となります。当日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日がお引き落とし日となります。
- ② クレジットカード決済：各クレジットカード会社の規程に基づき定められた期日となります。対象月のサービス利用料金を翌月の 10 日前後にご請求をさせていただきます。
- ③ その他：別途当社が個別に指定する条件、方法で支払うものとします。

第3条（サービスの提供と停止）

1. 当社は、前条1項2号に定める「家ドック 地域の定期点検サービス」のサービス提供開始日について、クレジット決済の場合は決済処理をした翌月1日、その他の決済方法の場合は、当社にて初回の支払確認ができた翌月1日をサービス提供開始日とさせていただきます。別途サービス提供開始希望日がある場合、事前に、当社に対してサービス提供開始希望日の申し入れおよび当社からの承諾を得ることで、サービス提供開始日を変更することができるものとします。
2. 前条1項2号に定める「家ドック 地域の定期点検サービス」の継続期間は1年間です。期間満了2ヵ月前までに会員または当社より、期間満了によるサービス停止の申し入れがないときは、引き続き同一条件でサービス満了日翌月1日から1年間自動で延長し、以後も同様とします。なお、会員がサービス停止の申し入れを行う場合は、マイページ内のサービス停止申請フォーム、または当社への電話で申し入れを行うものとします。
3. 会員は、「家ドック 住まいの点検サービス」と「家ドック 地域の定期点検サービス」を併用して受けることができます。

第4条（インスペクション）

1. 本サービスで実施するインスペクションの内容は、別記1「インスペクション仕様書」に定める通りです。
2. サービス対象物件の状況によって仕様や内容を変更させて頂く場合があります。

第5条（禁止行為）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - （1）本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為
 - （2）本サービス規程に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本サービス規程を逸脱する行為

第6条（除外事項）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合は、本サービスの対象外とします。
 - ① サービス対象物件が著しく劣化、不衛生、その他状況により点検ができない場合
 - ② 倉庫や納屋などの母屋以外の点検
 - ③ 居住部分ではない、店舗利用箇所などの点検

- ④ 隣人トラブルなどに対する相手方との対人的な干渉
- ⑤ その他当社が不適切と判断した場合

以上

別記1「インスペクション仕様書」

点検者1名で、以下の対象について目視点検可能な範囲を非破壊検査にて点検いたします。

- (1) 築年数、規模、構造に関わりなく、全ての戸建住宅（母屋のみ）が対象
- (2) 原則、地下・地上問わず3フロアまでが対象
- (3) 目視および触手での点検が可能な範囲のみが対象

点検対象は以下の表内の部位・項目の該当箇所となります。

床下、屋根裏については、点検口から覗ける範囲とし、屋根は目視点検が可能な範囲が点検の対象となります。

上記の点検対象を超える、より詳細な点検はオプション対応となります。

部位	項目
外壁	外壁材
屋外部・基礎	幕板、換気口、防鼠材、面格子、水切り、基礎、外部配管、外灯
屋根	屋根材、防水層(陸屋根)、破風・鼻隠し
樋	雨樋(堅樋・軒樋)
軒裏	軒天
屋外階段	階段(段板・蹴込み・ささら・見切り板)、幕板、手摺、笠木、構造体・支持部
バルコニー・ベランダ	床・排水溝、排水溝廻り、物干し金具、手摺・笠木、水栓器具、外灯、支持部材(床・梁・床根太)、柱(躯体)防水層、ドレイン配管、ドア
ポーチ	床・目地、玄関庇
ガレージ(掘り込み車庫)	床、壁、天井、窓枠、窓、網戸、雨戸、収納扉・収納棚
ピロティ	床、壁、天井、柱(躯体)
玄関	玄関ドア、踏み込み、上がり框、巾木、壁、天井、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、収納扉・収納棚、手摺
廊下・ホール	床、巾木、壁、天井、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、収納扉・収納棚、手摺、換気設備
階段	階段(段板・蹴込み・ささら板・見切り板)、幕板、手摺・笠木、壁、天井、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸
洗面所	床、巾木、壁、天井、天井点検口内、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、洗濯パン、換気設備、床下収納庫、床下、床下基礎、洗面ボウル、洗面台収納、水栓器具、給水・排水管、コーキング、内装ドア・内装引き戸
キッチン	床、巾木、壁、天井、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、壁付け収納・システム収納、天板・カウンター、コーキング、換気設備、水栓器具、給水・排水管、床下収納庫、床下、勝手口ドア
リビングダイニング	床、巾木、壁、天井、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、内装ドア・内装引き戸、換気設備
浴室	床、壁、天井、天井点検口、浴室戸、窓枠、窓、網戸、雨戸、浴槽、コーキング、換気設備、水栓器具、排水、手摺、浴室アクセサリ
トイレ	床、巾木、壁、天井、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、タンク、便器、便座、水栓器具、排水、紙巻器、手摺、タオル掛け、換気設備、照明、スイッチ・コンセント、内装ドア・内装引き戸
洋室	床、巾木、壁、天井、天井点検口内部、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、クローゼット内、換気設備、内装ドア・内装引き戸
納戸/多目的部屋	床、巾木、壁、天井、天井点検口内部、廻り縁、窓枠、窓、網戸、雨戸、換気設備、内装ドア・内装引き戸
和室	畳、縁甲板、巾木、壁、天井、天井点検口内部、廻り縁、敷居・鴨居・枠、窓枠、窓、網戸、雨戸、押入れ・天袋・地袋、長押・付鴨居、床の間、仏間、換気設備、建具・引き戸・ドア等
広縁	床(縁甲板・畳)、巾木、壁、天井、天井点検口内部、廻り縁、敷居・鴨居・枠、長押・付鴨居、窓枠、窓、網戸、雨戸、収納、換気設備、建具・引き戸・ドア等
設備	給排水管路、給水・給湯、排水・汚水、給排水設備、電気設備、ガス設備

注) 本規程に明示しているインスペクションは、宅地建物取引業法に基づく既存住宅状況調査(※)ではありません。

※既存住宅状況調査：平成30年4月1日施行の宅地建物取引業法における建物状況調査

別記2「担当工務店による無料出張／緊急有料アルソックサービス」

【担当工務店による無料出張】

(出張費無料)

会員は、サービス対象物件等に関する相談や、修理・補修、部品交換および臨時点検等の必要が生じた場合、年に2回に限り（インスペクション実施による訪問はこれに含まれません。）担当工務店による無料出張サービスを受けることができます。

(対応時間)

対応時間は担当工務店の営業時間内に限ります。営業時間内であっても担当工務店の都合で、ご希望の日時の訪問が出来兼ねる場合がございます。

(注意事項)

出張時に部品代、作業における技術料等の出張費以外にかかる費用は会員の負担となります。

「家ドック」利用期間中は、家ドックコンシェルジュは利用できかねます。

【緊急有料アルソックサービス】

(対応時間)

担当工務店の営業時間外の対応が可能です。

(費用負担)

電話相談は無料ですが、出動を依頼した際は、出張費、部品代、作業における技術料等にかかる費用は会員の負担となります。

別記3「リフォームサービス券ご利用の注意事項」

(発行時期)

サービス利用開始日から1年経過した月より、1年に1枚リフォームサービス券を電子発行します。

(利用可能額について)

「(A)発注する工事金額（税別）の5%」または「(B)券面額」のいずれか低い方を割引額の上限とします。

使用枚数に制限はございません。

最低発注工事金額はございません。

例1) 10,000円（税別）の工事の場合、1枚使用して500円の割引

例2) 400,000円（税別）の工事の場合、1枚使用して10,000円の割引

例3) 400,000円（税別）の工事の場合、2枚使用して20,000円の割引

(使用方法)

ご使用の際は、工事発注依頼時に必ず券を使用する旨をお伝えください。

所有枚数は、マイページより確認いただけます。

(使用の制限)

他のサービス・割引・キャンペーンとの併用ができない場合があります。詳細は、担当工務店にご確認ください。

「家ドック」を継続中で、担当工務店にてメンテナンス・リフォーム工事を発注いただいた際にご使用いただけます。

発行済みのリフォームサービス券は、会員が自己の都合で「家ドック」のサービス停止を行うまで有効です。

割引適用額について、券面の割引額を下回ってもその差額分についての繰越・返金等は一切いたし兼ねます。